

「練馬区独立 60 周年記念協賛」の冠使用に関する基準

- 第 1 「練馬区独立 60 周年記念協賛」の冠（以下「冠」という。）使用に係る取扱については、この基準の定めるところによる。
- 第 2 国、東京都、各種団体、企業等が主催する行事等について、主催者から冠使用の申請があった場合は、次のとおり取扱うものとする。
- 第 3 練馬区独立 60 周年記念協賛事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が冠の使用申請に基づき、後援、協賛または協力等の行事等（以下「行事等」という。）において使用を認めることができるものは、次の各号のすべてに該当するものとする。
- （1）営利を主たる目的とせず、特定の個人および団体を対象としないもの
 - （2）公序良俗に反しないもの、社会的な非難を受ける恐れのないもの
 - （3）政治的または宗教的活動ではないもの
 - （4）練馬区のイメージアップにつながるもの
 - （5）平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの期間に開催されるもの
- 第 4 冠の使用を行おうとするときは、冠使用申請書を行事等の開催開始日の 2 週間前までに実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。
- 第 5 事務局は前項の申請があった場合、速やかに第 3 に掲げる基準に基づき審査し、実行委員会会長の決定を受けた上で、申請結果通知書を申請者に交付するものとする。
- 第 6 実行委員会は第 5 に規定する冠使用通知をした後に、第 3 に規定する基準に該当しなくなると認められる場合は、使用通知を取り消すことができる。
- 第 7 第 5 に規定する使用通知を受けた者は、行事の終了後、実績報告書を事務局に提出しなければならない。

この取扱基準は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。